

令和7年9月29日

令和7年9月29日
第6回調査研究協力者会議
資料 2

デュアル スクール
松本 **DUAL SCHOOL**
事業紹介

松本市教育委員会教育政策課

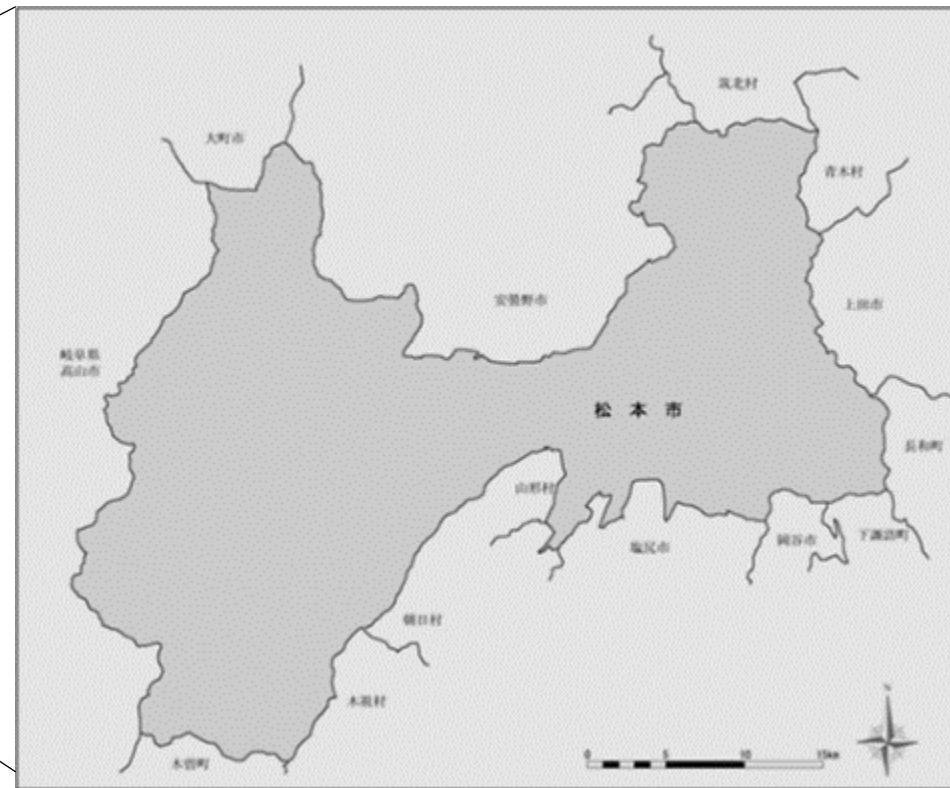
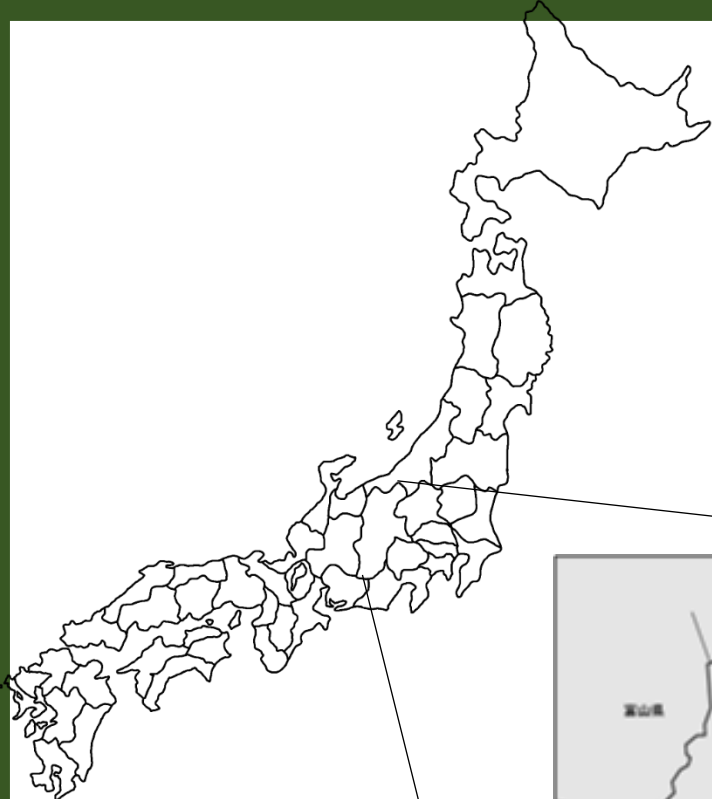
松本市のご紹介

東西 52.2km 南北41.3キロメートル

面積 978.47Km² (県内1位 全国23位)

標高 592.21m (基準値・松本市役所)

首都圏から松本市外へは電車・車で3～4時間



松本市のご紹介

- ・文化薫るアルプスの城下まち（岳都、楽都、学都）
- ・明治40年誕生
- ・平成19年市制施行100周年
- ・平成17年4村合併（四賀、梓川、安曇、奈川）
- ・平成22年3月31日波田町合併
- ・平成29年市制施行110周年

面積 978.47km²（H27.1.1）

人口 232,970人

世帯数 110,467世帯

（松本市の人口、世帯：令和7年7月1日付）

1世帯当たりの人数 2.11人

参考：昭和50年3.38人、昭和60年3.02人



岳都



楽都



学都



松本デュアルスクールを始めた理由



学校

- ・山間部の学校は児童・生徒数が減少傾向にあり、学校規模の維持が困難に
- ・市内各校で魅力的な学びを実践（魅力的な教育環境）



地域

- ・特に山間部は転居転出者が増え、人口減少が著しい
- ・地元住民は移住者受け入れを歓迎！



市教育委員会

- ・市内学校を統廃合する予定はない

学校は地域コミュニティの核、統廃合で身近に学校が無くなれば、地域の衰退に繋がる。

令和4年4月～ 11月	教育委員会において区域外就学制度の取組みをもとに松本独自の制度について検討開始 安曇地区における市長と住民の「こんだん会」において市長及び教育長が安曇の魅力や移住者の受け入れなどに関する課題について地域住民と懇談
令和5年1月 1月 5月	「松本デュアルスクール」の実施案を松本市校長会に説明、意見交換 定例教育委員会において「松本デュアルスクール」制度の開始を決定 募集を開始

特に山間部の学校については、学校規模を維持・拡大するとともに、その学びを地域社会全体で支えていく取組みが必要！
「学校」「地域」「行政」で共有⇒ 松本デュアルスクール制度開始に！

松本デュアルスクールの概要

◆松本デュアルスクール

- ①学校教育法施行令第9条に規定する[区域外就学を活用した制度](#)
(平成29年7月、文部科学省から地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について通知)
⇒各市町村の要綱に従い、通学区を変更することが可能。
- ②**住民票を異動せず**、滞在先の学校に通学が可能。
- ③学籍を異動させるため、松本市の学校での就学期間は**出席日数として認められる**。
- ④比較的容易な手続きで**地方の暮らしや文化を体験することが可能**。

◆利用できる児童生徒

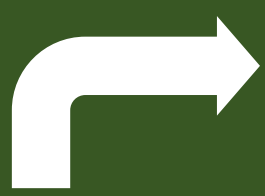
- ①**松本市の小中学校で学びたい**意欲のある児童生徒 ②長野県外の小中学校に就学する児童生徒(小1～中3)
- ③松本市内の**小中学校区に居住地を確保**し、そこから通学すること
- ④保護者とともに生活できる
- ⑤ほかの児童生徒と協力して学校生活を送ることができる

◆期間

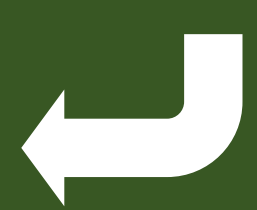
最短1か月～最長1年間

※1か月以上の就学希望がある場合は学校と相談の上、決定します。





デュアル 松本DUAL SCHOOL



大野川小中学校、奈川小中学校で積極的な受け入れ

【子どもたちの学びの機会創出】 + 【松本市の魅力体験】 → 移住推進へ

長野県外(住所地)

住民票

学籍

松本市

学籍

住民票はそのまま学籍だけを松本市の学校へ

対象者

- ・長野県外の小中学校に通う小1から中3まで
- ・松本市内の小中学校区に親子で居住

期間

- ・最短1か月、最長1年間（以降は移住を検討）



松本の児童生徒

- ☆固定化された人間関係からの脱却
- ☆他者理解・人間関係の構築
- ☆遊び・学びの選択肢が増える



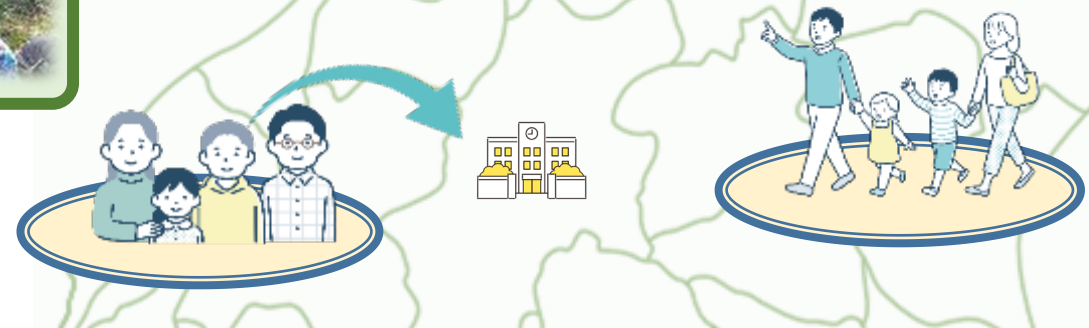
制度利用者

- ☆自然環境、地域を活かした学習
- ☆少人数で自由な学びを体験



制度利用者の保護者

- ☆気楽にお試し移住



☆☆☆ 松本デュアルスクールの目指すところ ☆☆☆

①制度利用者の移住 ②関係人口の増加 ③制度利用者を増やし子どもたちの豊かな学びを提供

積極的な受け入れ2校について(大野川・奈川)

- ①地方と都市がつながる「小中学校の新しい学び」の実現に最適
- ②特色ある教育活動
- ③移住推進に対する機運が高まっている。
- ④「スローライフ」実現の場



屋外学習：タカの渡り



小中併設・小規模校での自由な学び



松本デュアルスクールの実績

令和5年度

問い合わせ件数 約 **25** 件 学校見学者数 **8** 世帯（**13** 人の児童生徒） 制度利用者 **5** 世帯（**6** 人の児童生徒）

学校	学年	居住地	期間	滞在先
大野川小中学校	小1	神奈川県横浜市	令和5年 8月18日～令和6年3月31日⇒ 移住	シェアハウス
	小1	東京都文京区	令和6年 2月 5日～令和6年3月 1日	シェアハウス
	小3・小6	神奈川県鎌倉市	令和5年11月28日～令和6年3月31日 (当初予定の1か月を延長)	シェアハウス
	中1	兵庫県神戸市	令和5年11月 1日～令和6年3月31日	シェアハウス・ペンション
田川小学校	小2	神奈川県川崎市	令和5年 8月24日～令和6年3月31日⇒ 移住	実家

令和6年度

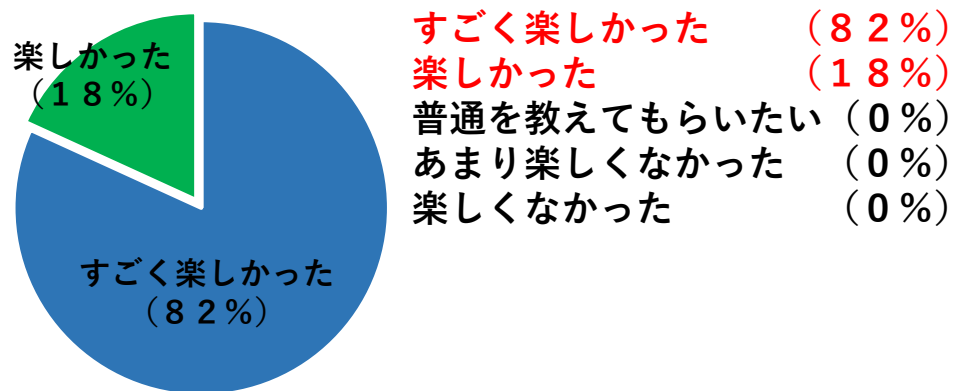
問い合わせ件数 約 **32** 件 学校見学者数 **17** 世帯（**20** 人の児童生徒） 制度利用者 **9** 世帯（**11** 人の児童生徒）

学校	学年	居住地	期間	滞在先
大野川小中学校	小1	東京都大田区	令和7年 1月 1日～令和7年 2月28日（2か月間）3学期	シェアハウス
	小1	愛知県岡崎市	令和7年 2月 1日～令和7年 2月28日（1か月間）3学期	シェアハウス
	小2	東京都文京区	令和7年 1月14日～令和7年 3月 7日（3か月間）3学期	シェアハウス
	小3	東京都杉並区	令和7年12月 9日～令和7年 3月31日（4か月間）2・3学期	シェアハウス
	小4	神奈川県鎌倉市	令和6年 4月 1日～令和6年12月31日（9か月間）1・2学期 ⇒ 移住	シェアハウス
	小6	東京都中野区	令和6年12月16日～令和7年 1月31日（2か月間）2・3学期	シェアハウス
	小1・小5	東京都渋谷区	令和7年 1月27日～令和7年 2月28日（2か月間）3学期	シェアハウス
奈川小学校	小3	東京都北区	令和6年 9月 6日～令和7年 1月31日（3か月間）2・3学期 ※1ヵ月延長	公営住宅
	小5・中2	東京都江東区	令和6年11月 1日～令和7年10月31日（1年）通年	公営住宅

制度利用者の声

児童・生徒アンケート（抜粋）

問1 松本の学校に通って楽しかったですか？

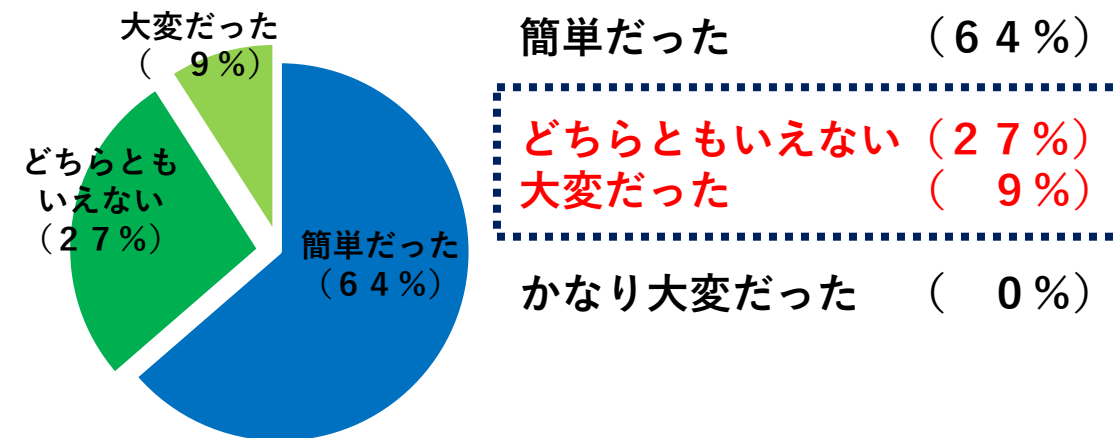


問2 この学校へまた来たいと思いますか？

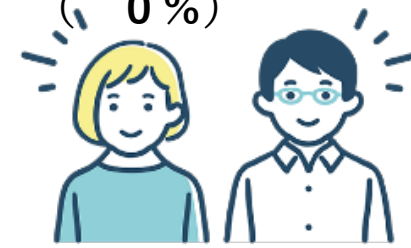
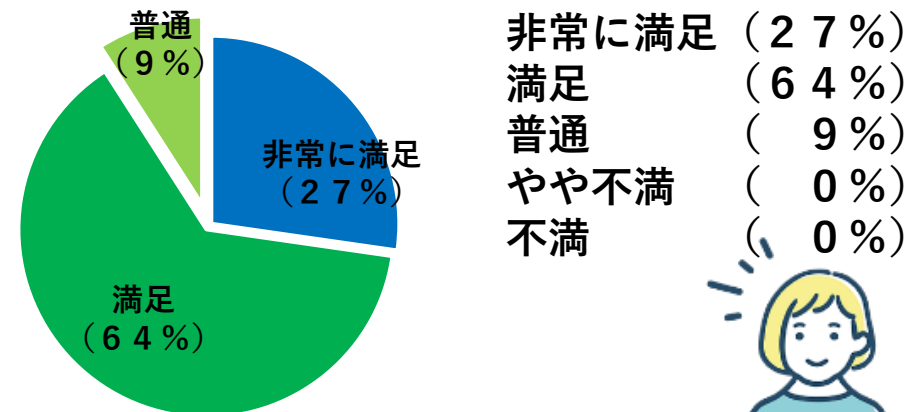


保護者アンケート（抜粋）

問1 就学までの手続き方法について



問2 総合的な満足度



制度利用者の声



制度を利用した
児童生徒

- ・ 校長先生、担任の先生が親切で安心して授業を受けることができた。
- ・ 今までいた学校では体験できなかったことができて楽しかった。（スノーシュー、カスカントリー、スキー大会）
- ・ 少人数のクラスですぐ友達になれたことが良かった。
- ・ 給食がすごくおいしい。
- ・ 総合学習の時間で市街地へ行き、自分たちで作った野菜や作品を販売したことが嬉しかった。
- ・ スキーがやり放題でとても楽しかった。



制度を利用した
保護者

- ・ 大自然を毎日堪能できることが贅沢で住み心地が良い。
- ・ 移住先を探していた折、お試しで短期移住できたことで、松本の教育、住環境を体験することが出来て、**移住へのハードルが低くなり、結果的に移住を選択できた。**
- ・ 移住相談を地域の方が親身なって対応してくれた。滞在先の方が**家探しから地域との繋がりまで、多方面で支援してくれた。**地域の温かさを感じた。
- ・ 少人数で自由に学ばせてくれる環境がちょうどよく、**不登校気味であった子どもが学校に自然と行くようになった。**
- ・ 学校、地域共に繋いでくれたことが移住する決断に繋がった。
- ・ 職場がフルリモートワークだったことなどを含めたライフスタイルの変化と環境がマッチした。
- ・ 移住しなくてもお試しの二地域居住として受け入れてくれることが良い。
- ・ 学習進度に差があり、戻ったときのギャップが大きくテストが大変そうだった。

- ・ **子どもの友人が増える**こと自体ありがたい
- ・ 友人が増えることで、対人関係スキルが磨かれる
- ・ どんな子が来るのか心配
- ・ 来られた子の情報を、自分の子から得る情報でしかわからないため、不安。



地元の保護者

令和7年度 松本デュアルスクールの現状(R7.9.29時点)

問い合わせ件数 約25件

学校見学者数 11世帯(13人の児童生徒)

就学中 6世帯(8人の児童生徒)

手続き中 2世帯(2人の児童)

◆大野川小・中学校

制度利用者および予定者 10世帯13人

世帯	学年	居住地	状況	期間	R6	R7												滞在先
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	小4	東京都杉並区	終了	4月 1日(火)～ 8月19日(火)	●	●	●	●	●	●								シェアハウス
2	小4	東京都世田谷区	就学中	4月 1日(火)～ 3月31日(火)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	シェアハウス
3	小3	神奈川県川崎市	終了	6月 2日(月)～ 7月18日(金)				●	●									シェアハウス
	小6							●	●									
4	小2	東京都西東京市	就学中	8月19日(火)～12月26日(金)						●	●	●	●	●	●			シェアハウス
5	小3	東京都多摩市	就学中	8月19日(火)～ 9月26日(金)						●	●	●						シェアハウス
6	小2	東京都荒川区	就学中	9月29日(月)～10月31日(金)								●	●					シェアハウス
	小2											●	●					
7	小3	東京都港区	就学手続き中	1月～3月末											●	●	●	シェアハウス
月別人数						2	2	4	4	4	3	4	2	2	1	1	1	

◆奈川小・中学校

世帯	学年	居住地	状況	期間	R6	R7												滞在先
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	小6	東京都江東区	就学中	4月 1日(火)～ 3月31日(火)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	公営住宅
	中3					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	小6	神奈川県鎌倉市	就学中	9月29日(月)～10月31日(金)								●	●					公営住宅
3	小2	東京都墨田区	就学手続き中	11月4日(月)～11月28日(金)									●	●				公営住宅
月別人数						2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	

今後デュアルスクールを検討する自治体に

松本デュアルスクールを始めるに当たり

①情報収集

- ・他市町村の情報収集（徳島県・長野県塩尻市）、(株)あわえ様・徳島県への相談（要綱・概要・事業名）

②庁内調整

- ・要綱改正（通学区域外就学に関する事務取扱要綱 改正）
- ・市役所庁内各部局との調整・体制づくり

③学校との調整

- ・学校との綿密な打ち合わせ（制度設計時は大野川小・中学校と検討）
※制度の詳細内容、役割分担、在校生への影響、保護者や地元への周知方法等
- ・市内全学校への説明（全市立小中学校 校長会での説明）
※対象は市内全校 小学校28校、中学校19校

④住民への説明

- ・地元住民、保護者への説明（大野川小・中学校、奈川小・中学校）



今後デュアルスクールを検討する自治体に

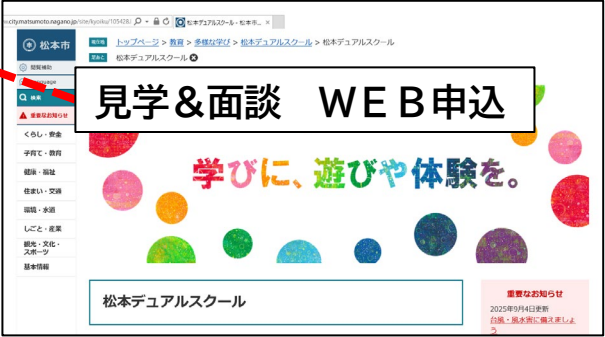
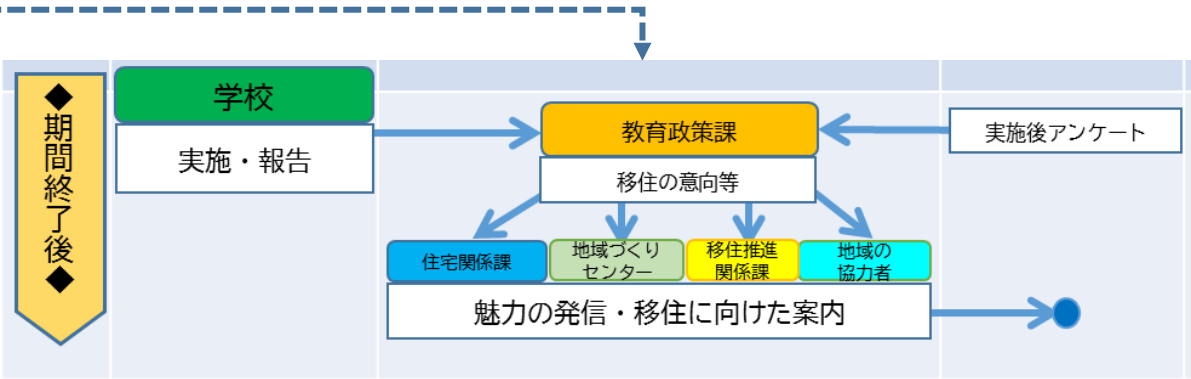
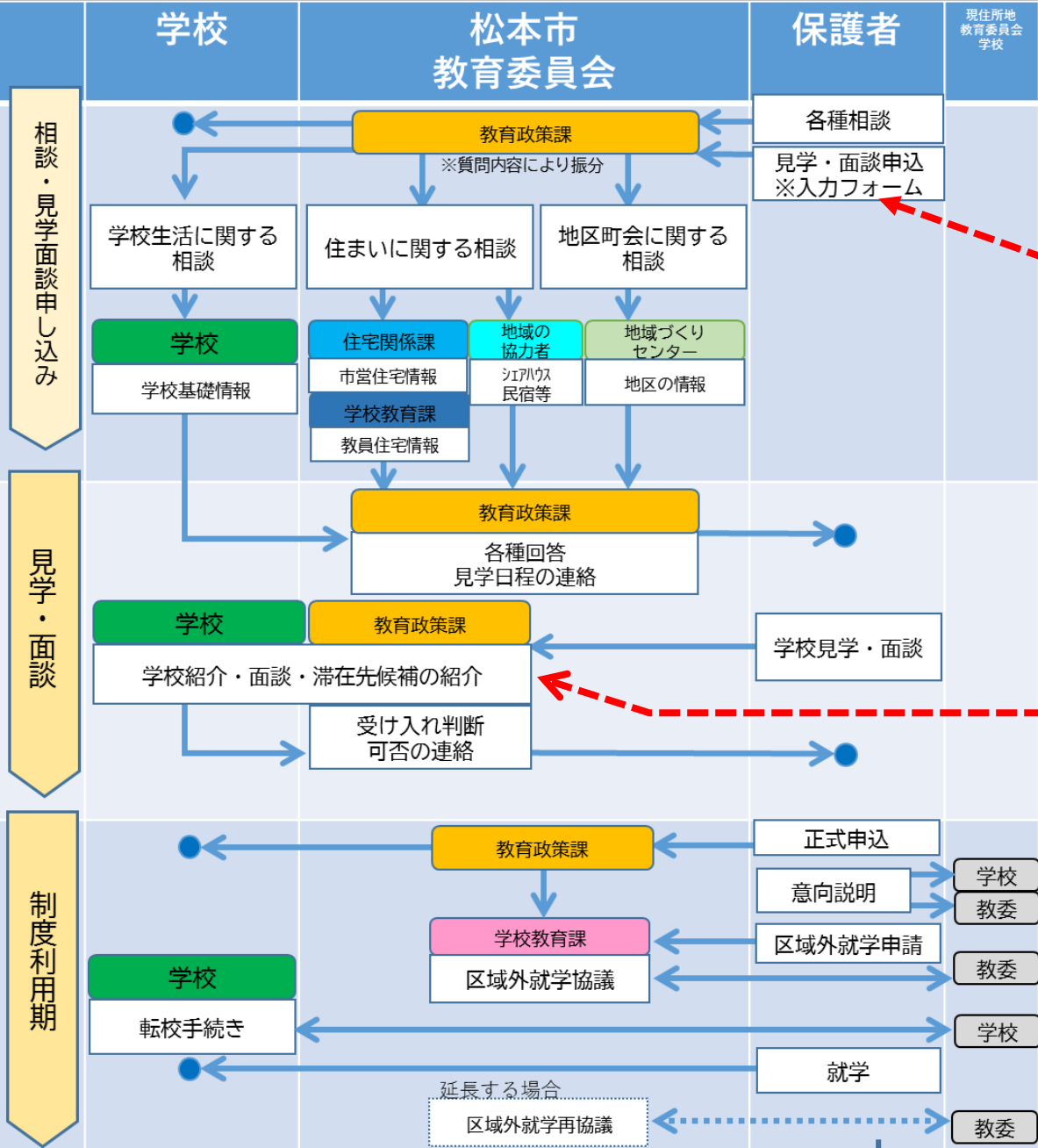
通学区域外就学に関する事務取扱要綱 改正

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要がある児童生徒等	小学校低学年の期間	・学校長副申書
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間	
7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校(以下「小規模特認校」という。)に就学を希望する児童生徒等	小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間	
8 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・学校長副申書

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要がある児童生徒等	小学校低学年の期間	・学校長副申書
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間	
7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校(以下「小規模特認校」という。)に就学を希望する児童生徒等	小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間	
8 市内への一時的な移住等により、体験的な就学を希望する児童生徒等	教育委員会が認める期間	
9 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・学校長副申書

制度開始に当たって、新たな項目を追加

松本デュアルスクール 実施までの流れ



- 学校見学＆面談（保護者と児童生徒で来校）**
- 制度説明（市教委担当職員）
 - 面談（校長・教頭・CSコーディネーター・市担当職員）
 - 校内見学
 - 住宅候補地の紹介（CSコーディネーター・市担当職員）
 - ・市営住宅、教員住宅
 - ・民間施設（シェアハウス、民宿、ペンション）

- ①住民地教育委員会 ⇔ 松本市教育委員会**
※区域外就学の協議書
- ②住民地の学校 ⇔ 松本市の学校**
※転校手続き

今後デュアルスクールを検討する自治体に

◆期待される効果 **「学校」** **「地域」** **「行政」** 各々で大きなメリット！

学校	地域	行政
 ◆学校規模の維持 ・不定期であるが、児童・生徒数が増加 ◆子どもたちの学び ・新たな価値観と出会うきっかけ ・学び、遊びの選択肢が増える ・ともだちが増える ・他者理解、人間関係、社会性を学ぶ機会に ◆教職員の学び ・学校の魅力を再認識し、学びの方法、可能性を考え直す機会に ・多様な価値観を持った子どもたちとの関わりから、学びの対応力を養う機会に	 ◆移住 ・移住者が増える ⇒子育て世代が移住することにより持続可能な地域づくりに繋がる ・地域の活性化 ・担い手の確保 ◆関係人口・観光面 ・体験者の何年か後の選択肢に ・滞在中や余暇の際など、ペンションや民宿など民間施設の利用が増える ・観光客の増加	 ◆学校規模の維持 ・小規模校の学校規模の維持 ◆人口増加 ・人口定常化戦略としての効果が高い ・地域の活性化 ◆子どもたちの学びの保障 ・人数が増えることで在校生の学びの機会の補償、学びの質の向上 ・山間地校同士の学びの充実も検討

◆課題・留意事項

1 学校教職員の負担

・受け入れ準備から、カリキュラムの調整、授業方法等

2 住環境整備

・制度利用期間中の仮住まいから、移住までのサポート

3 仕事面でのサポート

・滞在期間中の保護者の仕事、移住の判断材料

4 地域住民の理解

・一時的な移住体験者に対する保護者と地域住民の理解

5 市担当職員の業務量

・問い合わせ対応・現地見学対応・保護者とのやりとり・取材対応・広報 等



【ご参考】山間地の新たな学びプロジェクト

小規模校である安曇・大野川・奈川地区の小中学校における一層充実した学びの実現をめざし、学校および行政関係者による「山間地校の新たな学びプロジェクト会議」を令和6年度に発足。3地区6小中学校が連携してつくる魅力ある学校のあり方について、児童生徒及び教職員が混ざり合いながら、主体的・協働的な学びに取り組む学校づくりを進めています。

「やりたい！」を「ともに」実現する まつもとアルプス学園

ウェルビーイング実践校TOCO-TON参加事業

- ◆ 3エリア6校が連携して作る魅力ある学校の在り方を協議
- ◆ 山間地のメリットを最大限に活かし、未来に生きる子どもの力を育む
- ◆ 学校・地域が一体となって実現する新しい教育モデルの構築

【取り組む「学校の仕組み改革」】

- ・ **1 学校群**として一体となり3つのキャンパスで、リアル&オンラインで自在に学び合う環境づくりと実践。
- ・ 小学校、中学校ごと、日課を統一し、合同で学び合うベースを構築。全ての学校行事が「子どもが創る活動」を目指す。

松本市西部山間地校6校

大野川小学校
児童数:22人

大野川中学校
生徒数:7人



対面での探究学習
(屋外学習)

奈川小学校
児童数:4人

奈川中学校
生徒数:7人



オンラインを活用した合同授業

安曇小学校
児童数:44人

安曇中学校
生徒数:17人



対面での授業